## HIRAYAMA News

July.2018

Thinking Future Together...

Vol. 72

## 派遣「選択制2方式」の運用方法、労政審で議論へ

労働者派遣法の改正を含む「働き方改革関連法案」(8法案)が6月29日、参院本会議で可決・成立しました。政府・与党は、同月20日までだった国会の会期を約1カ月間延長し、今国会の最重要課題に掲げていた法案の成立にこぎ着けた格好です。初めて法制化された「残業時間の罰則付き上限規制」(改正労働基準法)は、具体的な年間上限時間などが明確になっています。しかし、2020年4月施行の改正派遣法については(1)派遣先の労働者との均等・均衡による待遇改善、(2)派遣元との労使協定による待遇決定一一の「選択制2方式」という骨格が固まっているだけで、詳細な運用方法などは今夏からの労働政策審議会で議論します。

働関係8本を束ねた改正法は、①残業時間の罰則付き 上限規制など長時間労働の是正(労働基準法や労働 安全衛生法などの改正)、②雇用形態にかかわらない公正な待 遇の確保(パートタイム労働法や労働契約法、労働者派遣法 の改正)、③高度プロフェッショナル制度の創設(労働基準法 などの改正) ——を柱としています。

前号の『HIRAYAMA NEWS』5月号では、改正の主な変更点と施行期日についてお伝えしておりますので、まだ具体的な運用方法が定まっていない②の中の改正労働者派遣法の概要と今後の展開について記します。

改正派遣法では、(1)派遣先の労働者との均等・均衡による待遇改善、(2)派遣元との労使協定による待遇決定一の2方式のいずれかを選択することになります。これは義務であり、他の手法で企業が派遣社員を受け入れたり、派遣元が事業を行うことはできません。

分かりやすく言うと、(1)の「派遣先均等・均衡方式」は、 賃金を含めて派遣先の同じ(または類似する)業務の社員に 合わせる仕組みで、(2)の「派遣元労使協定方式」は派遣元 における社員の過半数代表者と書面の労使協定を締結して賃 金などを決める仕組みです。

ただし、(1)を選択するには、派遣先が自社の社員の賃金などに関する情報を派遣元に提供することが課せられており、情報提供がない、あるいはできない場合は(1)の方式を選べません。派遣先に同じ業務をしている社員がいない時にどのような情報提供があり得るのかといった課題が残っています。

(2) には、労使協定を結ぶ条件のひとつに「同種の業務に 従事する一般の労働者の賃金水準と同等以上」という規定が あります。この場合、「一般の労働者の平均的な賃金の額」を 厚生労働省がどのような統計データを用いて算出していくの かが課題となります。

こうした課題や問題、実務・運用方法について、労働政策 審議会・同一労働同一賃金部会(守島基博部会長)で議論、 協議することになっています。今夏から開催して、公益(有 識者)・使用者側・労働者側の3者構成のテーブルで、10月 を目途に詳細を詰めていく模様です。

## 同一労働同一賃金の「導入マニュアル策定事業」も始動

派遣法を含む②が施行される2020年4月(中小企業は2021年4月)に向けた動きの一環で、厚生労働省は「導入マニュアル策定事業」をスタートさせます。

この事業は「パートタイム労働者・有期契約労働者・派遣 労働者に対して、各企業が賃金制度も含めた待遇全般の点検 を行う必要がある」として始動する本年度事業で、業界別の マニュアルを作成し、周知啓発を図るものです。中身の作成 に向けては「企画調整統括委員会」(公益委員6人・今野浩 一郎座長)と「業界別企画調整検討委員会」(公益1人、労使 同数で1~2人)を設ける方針です。

対象業界は有期雇用が多い業界として、具体的に「スーパーマーケット業」(新日本スーパーマーケット協会)、「食品製造業」(食品産業労務懇談会)、「自動車部品業」(日本自動車部品工業会)など計8業界を選定。この中には「労働者派遣業」もあります。

選定された協会・懇談会の中から、「業界別企画調整検討 委員会」に事務レベルの代表者が参画する見通しで、労政審 の部会と併せ、こちらの進捗にも注視が必要となります。

## 「新たな在留資格の創設」を掲げる、政府

政府は6月、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(骨太の方針)を決定しました。方針には、人手不足を背景にした外国人材の受け入れを拡大するため、「新たな在留資格の創設」を掲げ、従来の専門的・技術的分野の外国人材に限定せず、「一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する」と明記しました。

「外国人技能実習制度」を修了した人をはじめ、一定の技能を有する人材が対象。7月以降、各業界から意見を聞き取り、拡大する業種の検討を本格化させます。新たな在留資格の付与にあたっては、技能や日本語能力の試験を設けますが、「外国人技能実習制度」の修了者については試験を免除する方針です。受け入れの業種を巡っては、「建設、造船、宿泊、農業、介護」の5分野が挙がっていますが、さらに技能実習の対象職種などを増やして、製造業の幅広い業態で外国人を受け入れやすくしたい意向です。具体的な内容は年内に固めていく方針です。

取材・文責 株式会社アドバンスニュース



製造請負優良適正事業者第 2010001(02) 号平成 25 年度厚生労働省受託事業 請負事業適正化·雇用管理改善推進事業 製造請負優良適正事業者認定制度

株式会社 平山 TEL:03-5783-3571 (代) http://www.hirayamastaff.co.jp 東京本社:〒108-0075 東京都港区港南 1-8-40 A-PLACE 品川 6 階

